

## 高病原性鳥インフルエンザに係る今後の対応

### 1 県内における対応

- (1) 知事命令に基づく、県内全養鶏農場の一斉消毒 ①
  - ・平成22年12月10日～12月31日の期間
  - ・消毒に対する支援のため、県から消石灰を無償配布予定。
- (2) 県マニュアルの改正 ②
- (3) 愛玩鳥飼育者の把握 ③
  - ・市町村に依頼予定
- (4) モニタリング検査（継続） ④
 

毎月1回、1家畜保健衛生所あたり3農場（検査対象10羽/農場）の鶏のウイルス分離検査及び血清抗体検査を行う。
- (5) 家畜伝染病予防法に基づく家畜保健衛生所への報告（継続） ⑤
 

養鶏農家等において、高病原性鳥インフルエンザの疑いがあれば直ちに通報。
- (6) 飼養衛生管理基準に基づく農場指導（継続） ⑥
- (7) 県内で確認された死亡野鳥の調査、中海地域の飛来野鳥の調査 ⑦
  - ・死亡野鳥は必要に応じ検査、中海の飛来野鳥は環境省のマニュアルに基づき調査。

### 2 移動制限区域内における検査等の対応

22年12月					23年1月		2月		3月	
3	5	10	15~16	27					27	
鶏卵出荷再開 (3戸) ⑧	発生状況検査 ①	一斉消毒命令 ①	清浄性確認検査 ⑨	移動制限解除見込	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県マニュアルの改正 ②</li> <li>・愛玩鳥飼育者リストの更新 ③</li> <li>・各家保でのモニタリング調査 ④</li> <li>・家畜伝染病予防法に基づく報告徴収 ⑤</li> <li>・衛生管理基準に基づく農場指導 ⑥</li> <li>・野鳥対応 ⑦</li> <li>・制限区域内採卵鶏農場3戸の農場監視 ⑩</li> <li>・制限区域内農場への補償手続き ⑪</li> </ul>					

- (1) 発生状況検査（実施済） ⑧
  - ・検査対象：採卵鶏農場3戸、愛玩鳥飼養場所60戸
  - ・検査内容：血清抗体検査及びウイルス分離検査
  - ・備考：12月5日にすべての検査が終了し、異常なし。
- (2) 清浄性確認検査（12月15～16日を予定） ⑨
  - ・検査対象：採卵鶏農場3戸、愛玩鳥飼養場所（⑧と同じ場所を予定）
  - ・検査内容：血清抗体検査及びウイルス分離検査
- (3) 移動制限解除後の検査（移動制限の解除後） ⑩
 

移動制限区域内の3農場の監視を原則3ヶ月間継続し、少なくとも1回、臨床検査、ウイルス分離検査、血清抗体検査を実施。
- (4) 農場3戸に対する鶏卵の売上額減少等に係る補償手続き（補助金） ⑪

## 告 示

### 鳥取県告示第729号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第9条の規定に基づき、消毒方法の実施の命令をするので、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第15条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年12月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

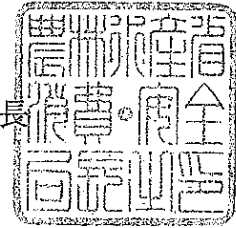
- 1 実施の目的  
高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するため
- 2 実施する区域  
県下全域の養鶏農場（業として鶏を飼養しているものに限るものとし、消石灰による消毒又はこれと同等と認められる方法による消毒を自ら行うものを除くものとする。）
- 3 実施の期日  
平成22年12月10日から同月31日まで
- 4 消毒方法  
県の家畜防疫員の指示するところにより、消石灰等を農場内（鶏舎の周囲及び農場外縁部）に散布すること。



22消安第7131号  
平成22年11月30日

鳥取県知事 殿

農林水産省消費・安全局長



鳥根県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う  
監視体制の強化について

今般、鳥根県内の採卵鶏農場から鳥根県に対して鶏の異常について通報（まとまって5羽死亡）があり、この死亡鶏から採取した検体の遺伝子検査を実施したところ、H5亜型であることを確認しました。また、当該採卵鶏農場において死亡鶏の増加が確認されたこともあり、当該死亡鶏について、鳥根県は高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の疑似患畜としました。

これまでも、本病の防疫については、「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成16年11月18日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）、「高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の強化について」（平成22年9月28日付け22消安第5610号農林水産省消費・安全局長通知。以下「強化通知」という。）により飼養衛生管理の周知徹底と指導をお願いしたところです。

また、「韓国における高病原性鳥インフルエンザ（弱毒タイプ）の発生について」（平成22年10月18日付け22消安第6155号及び平成22年11月5日付け22消安第6602号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）及び「野生のカモの糞から高病原性鳥インフルエンザウイルスH5N1亜型（強毒タイプ）が分離された事例に伴う国内防疫措置の徹底について」（平成22年10月26日付け農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）による確認等を踏まえた対応を行っていただいているところですが、今回の発生を踏まえ、改めて本病の防疫対策の強化等を図るため、以下の事項の徹底について遺漏なきようお願いいたします。

記

1 家きん飼養農場への緊急立入調査等の実施

本病の発生予防及びまん延防止に万全を期すため、管内の家きん飼養農場に対し、立入等により、以下の事項を速やかに実施すること。なお、(3)の飼養衛生管理基準の遵守状況の再確認については、その結果を別紙様式により12月13日(月)までに農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）あて報告すること。

- (1) 鳥根県において本病の疑似患畜が発生した旨の情報提供
- (2) 飼養する家きんの異常の有無の確認と異常家きん発生時の早期通報の徹底指導

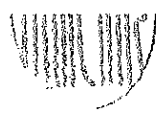
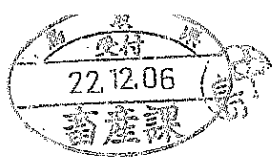
(3) 強化通知に基づく「家きん農場における飼養衛生管理基準の遵守状況調査」において指導を行った農場を中心に、野鳥の鶏舎等への侵入防止、農場出入口での消毒の徹底など防疫指針第1の1の「異常家きん等の通報」に掲げる飼養衛生管理基準の徹底指導と当該農場における遵守状況の再確認

## 2 的確な病性鑑定の実施について

異常家きんの通報があった場合には、明らかに本病が否定される場合を除き、直ちに動物衛生課に連絡するとともに、必要な病性鑑定を実施すること。

## 3 危機管理体制の点検について

万一の発生の際に、円滑な防疫措置に遺漏がないよう、消毒薬等の防疫資材の準備状況を再度確認し、必要な手当を行うとともに、防疫指針第3の1の「危機管理体制の構築」に沿って、日頃より本病発生時の通報・連絡体制を確認するなど、農林水産省、都道府県及び市町村の各段階の危機管理体制について再点検を行うこと。



22消安第7201号  
平成22年12月1日

鳥取県農林水産部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

鳥根県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化（立入検査による野鳥等の侵入防止対策の確認・指導）について

- 1 標記の件について、「鳥根県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化について」（平成22年11月30日付け22消安第7131号農林水産省消費・安全局長通知）の記の1（3）により、「高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の強化について」（平成22年9月28日付け22消安第5610号農林水産省消費・安全局長通知。以下「強化通知」という。）に基づく「家きん農場における飼養衛生基準の遵守状況調査」において指導を行った農場を中心に、野鳥の鶏舎等への侵入防止、農場出入口での消毒の徹底など防疫指針第1の1の「異常家きん等の通報」に掲げる飼養衛生管理基準の徹底指導と当該農場における遵守状況の再確認をお願いしたところです。
- 2 今回の鳥根県での発生農場について、本日、農林水産省疫学調査チームが調査したところ、防鳥ネットが破れており、野鳥が侵入できる状態になっていることが確認されたところです。
- 3 ウイルスの感染経路については、更に調査が必要ですが、今回の発生農場の状況も踏まえ、再確認に当たっては、特に防鳥ネットの破れがないなど野鳥等の鶏舎への侵入防止対策の状況に十分留意するとともに、強化通知の対象農場については改めて立ち入りによる飼養衛生管理状況の確認・指導の徹底をお願いします。

## 鳥インフルエンザセーフティネット事業

### 1 事業の目的

国内での鳥インフルエンザ発生により、影響を受けた県内養鶏農家に対して、その間に生じた生産物の価格の減少額等の助成を行い、万一発生しても安心して経営ができるよう支援する。

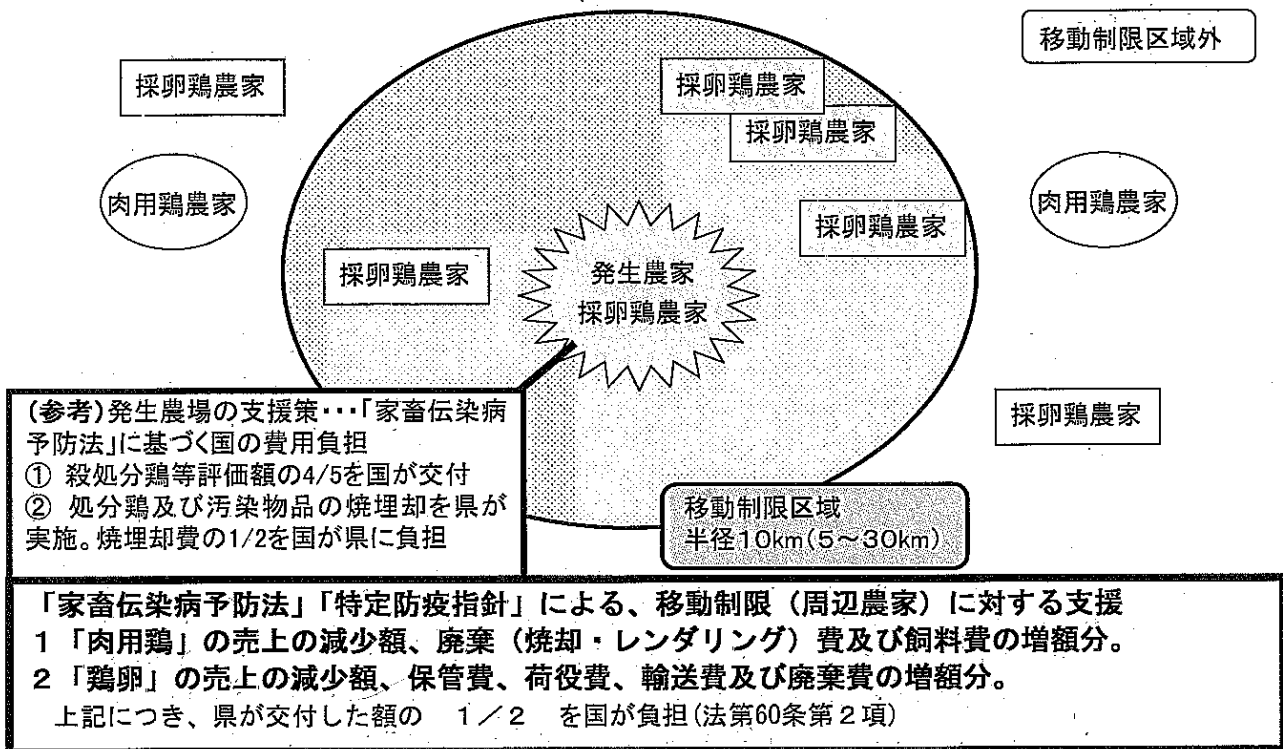
### 2 事業内容

- (1) 移動制限措置を受けた農家に対する補償（補助事業）
- (2) 県内で鳥インフルエンザが発生した場合、県が焼埋却を実施。

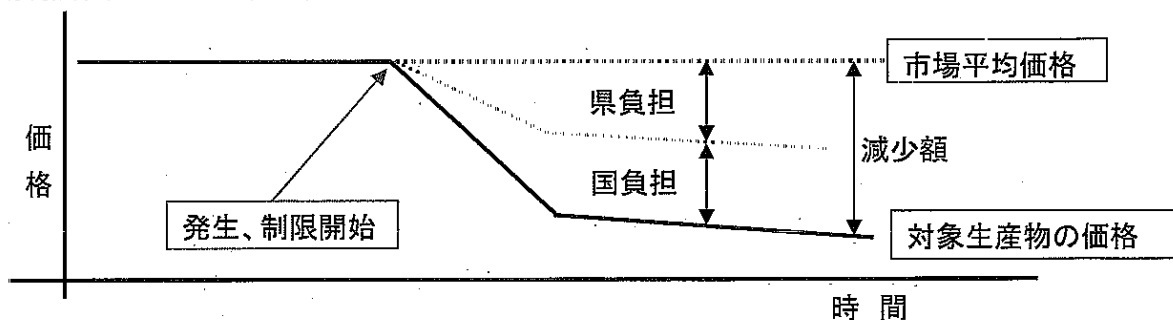
### 3 補助事業の対象者

家畜伝染病予防法第32条第1項に基づく移動制限地域において飼養されている鶏等家さんの所有者

### 4 模式図



【移動制限範囲内の生産物価格に対する助成概念図】



養鶏農家・養鶏関係者の皆様へ

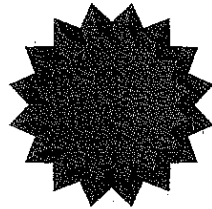
高病原性鳥インフルエンザの  
発生を防止するために  
～飼養衛生管理チェック表とポイント～



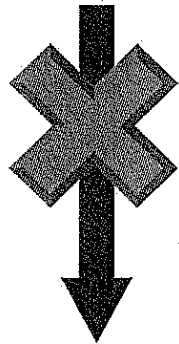
平成19年10月

社団法人全国家畜畜産物衛生指導協会

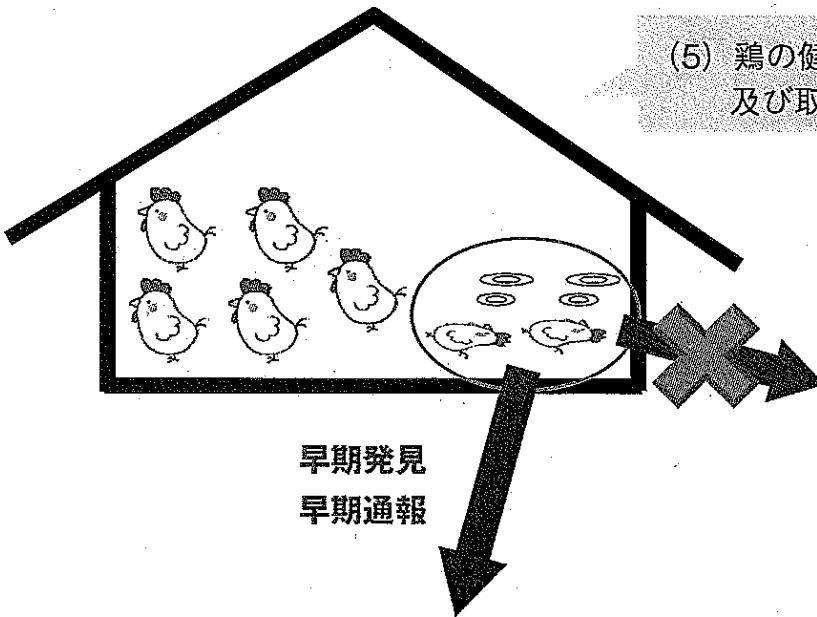
# 高病原性鳥インフルエンザの発生を防止するために



←高病原性鳥インフルエンザウイルス



- (1) 人・車輛等による侵入の防止
- (2) 野鳥・野生動物による侵入の防止
- (3) 飲用水、飼料の汚染による侵入の防止
- (4) 鶏舎内外の整理・整頓・清掃



(5) 鶏の健康管理  
及び取扱い

(6) 鶏糞の処理

病原体の散逸防止

早期発見  
早期通報

高病原性鳥インフルエンザが  
疑われる場合には直ちに  
家畜保健衛生所や獣医師に  
連絡してください

(7) 鳥インフルエンザに  
対する理解と教育



# 高病原性鳥インフルエンザの発生を 防止するためのポイント

## (1) 人・車輛等による侵入の防止

- ・農場出入口：外来者の出入りを監視したり、外来車輛の消毒等を確認しましょう。
- ・鶏舎出入口：外来者の出入りは最小限度とした上で、衛生的な区画と非衛生的な区画を分離しましょう。  
衣服等に伝播するのを防止できる構造にしましょう。
- ・鶏舎内：踏込消毒槽と手指消毒用手押し式消毒器または消毒薬噴霧器を設置しましょう。

## (2) 野鳥・野生動物による侵入の防止

- ・鶏舎には2cm角以下の網目の防鳥ネットを上から覆うように、ゆったりと垂らすように張り、間隙を塞ぎましょう。また、破損が見つかったら、直ちに補修しましょう。
- ・防鳥対策と同様、間隙を塞ぎ、ネズミの侵入を防止しましょう。
- ・ネズミを見つけた場合、その侵入経路を見つけ、捕獲装置の設置、殺鼠剤の使用により駆除しましょう。
- ・鶏舎周辺、農場敷地周縁及び農場内道路へ消石灰を散布しましょう。
- ・鶏舎の中に入ったら、すぐに扉を閉めましょう。

## (3) 飲用水・飼料の汚染による侵入の防止

- ・新鮮な水道水を使いましょう。(貯留したままにすると塩素濃度が低下します。)
- ・水道水以外を使用する際には、鶏が飲む時に遊離塩素濃度が0.1ppm以上含まれるように調整を行い、濃度は定期的に確認しましょう。
- ・飼料タンク付近にこぼれ餌がないよう、常に清潔を保ちましょう。
- ・倉庫等は、鶏舎と同様に野鳥等の侵入防止及びネズミの駆除を徹底しましょう。

# 高病原性 鳥インフルエンザの 発生を防止するための ポイント

## (4) 鶏舎内外の整理・整頓・清掃

- ・鶏舎内外の整理・整頓・清掃や鶏舎周辺の草刈りや木の伐採、電柱等の撤去により、ネズミや野鳥の繁殖場所をなくしましょう。

## (5) 鶏の健康管理及び取扱い

- ・不健康な鶏は、病気に感染しやすくなります。健康な鶏を飼養するため、健康な鶏の導入や死亡鶏の適切な処理を行うことが重要です。
- ・鶏舎内の環境整備（適正な飼養羽数と良い換気）や鶏への適正な飼料の給与など一般的な飼養管理の向上に心がけることが重要です。

## (6) 鶏糞の処理

- ・鶏糞は農場内で適切な水分管理をして十分に発酵させましょう。  
（中心温度70℃以上）
- ・やむを得ず、農場外に持ち出す場合は、鶏糞から他の農場への病原体の拡散に注意しましょう。
- ・鶏糞処理施設には防鳥ネットを張りましょう。

## (7) 鳥インフルエンザに対する理解と教育

- ・日頃から従業員の鳥インフルエンザに関する知識の習得に努めましょう。

〈飼養衛生管理チェック表〉

チェック項目	評価	備考	参照ページ
<b>(1) 人・車輛等による侵入の防止</b>			
<b>ア 農場出入口</b>			
<b>ア) 農場への人・車輛の入場制限</b>			
・農場出入口に門を設置し、常に閉めていますか			
・農場出入口に「部外者立入禁止」等の看板を設置していますか			
・入場車輛は指定された場所に駐車していますか			
<b>イ) 入場車輛・物品の消毒</b>			
・入場車輛の消毒を行っていますか			
・農場へ持ち込まれる物品を消毒していますか			
<b>ウ) 農場専用衣服等への更衣</b>			
・更衣場所は、交換前の衣服等の汚れが農場専用の衣服等へ付着しないような構造になっていますか			
・農場内専用の衣服、履物等は清潔に保たれていますか			
・農場入場者は農場内専用の衣服、履物等に着替えていますか			
<b>エ) 消毒槽の設置</b>			
・更衣場所の入口・出口に踏込消毒槽を設置していますか			
・消毒槽の消毒液は毎日交換していますか			
<b>イ 鶏舎出入口</b>			
<b>ア) 部外者の入場制限</b>			
・部外者の鶏舎への入場は禁止していますか			
<b>イ) 鶏舎専用の衣服等への更衣</b>			
・更衣場所は、鶏舎外の汚れが鶏舎内へ持ち込まれないような構造になっていますか			
・鶏舎入場者は鶏舎内専用の衣服、履物等に着替えていますか			
・鶏舎内専用の衣服、履物等は清潔に保たれていますか			
<b>ウ) 消毒槽の設置</b>			
・更衣場所の入口に踏込消毒槽を設置していますか			
・消毒槽の消毒液は毎日交換していますか			
<b>エ) 器材等の洗浄・消毒</b>			
・鶏舎内へ持ち込まれる器材等は洗浄・消毒していますか			
<b>ウ 鶏舎内</b>			
<b>鶏舎内での消毒</b>			
・鶏舎毎の鶏舎入口に踏込消毒槽を設置していますか			
・消毒槽の消毒液は毎日交換していますか			
・各鶏舎内に手指用の消毒器を設置していますか			
<b>(2) 野鳥・野生動物による侵入の防止</b>			
<b>ア 防鳥ネット・金網を以下の場所に設置していますか</b>			
・鶏舎			
・袋詰め飼料などを保管する倉庫			
・鶏糞処理施設			
・防鳥ネットの網目は2cm以下ですか			
・防鳥ネット等は上から覆うように、ゆったりと垂らすように張っていますか			
・防鳥ネットは破損が見つかったら、直ちに補修していますか			
・防鳥ネット等と屋根・柱の境等の小さな隙間を塞いでいますか			
<b>イ ネズミの駆除</b>			
・防鳥対策と同様に隙間を塞いでいますか			
・ネズミの侵入経路を確認していますか			
・捕獲装置や殺鼠剤などにより駆除していますか			

飼養衛生管理チェック表

チェック項目	評価	備考	参照ページ
<b>(2) 野鳥・野生動物による侵入の防止 (つづき)</b>			
ウ 鶏舎・農場周辺の消石灰散布			
・鶏舎周辺や農場敷地周辺へ定期的に2~3m幅で消石灰を散布していますか			
エ 鶏舎入場後の閉扉			
・鶏舎の中に入ったら、すぐ扉を閉めていますか			
<b>(3) 飲用水、飼料の汚染による侵入の防止</b>			
ア 飲用水の汚染防止			
・新鮮な水道水を使用していますか (貯留したままにすると塩素濃度が低下します)			
・水道水以外を使用する場合、塩素の調整及び定期的な濃度点検を行っていますか			
イ 飼料の汚染防止			
・飼料タンク付近にこぼれ餌がないよう常に清潔にしていますか			
・倉庫は、鶏舎と同様に野鳥等の侵入防止を徹底していますか			
・倉庫は、鶏舎と同様にネズミの駆除を徹底していますか			
<b>(4) 鶏舎内外の整理・整頓・清掃</b>			
・鶏舎内外の整理・整頓・清掃を定期的に行っていますか			
・鶏舎周辺の草刈りや木の伐採、電柱などの撤去を行っていますか			
<b>(5) 鶏の健康管理及び取扱い</b>			
ア 導入鶏の健康確認			
・導入鶏の健康を確認していますか			
イ 死亡鶏の取扱い			
・死亡鶏は毎日取り出し、羽数を記録していますか			
・死亡鶏の羽数が異常な場合、直ちに家保に届け出ていますか			
・死亡鶏はポリ容器や厚手のビニールに入れてありますか			
・死亡鶏は専門業者に処理委託していますか			
ウ 出荷鶏の引き渡し			
・出荷鶏は指定の場所で処理業者に引き渡していますか			
エ 家保等への連絡			
・鳥インフルエンザが疑われた場合には、直ちに家保や獣医師へ連絡していますか			
オ 鶏の抵抗性の向上			
・良好な鶏舎環境や適正な飼料給与など一般的な飼養管理の向上に心がけていますか			
・他の疾病の予防のための適正なワクチン接種をしていますか			
<b>(6) 鶏糞の処理</b>			
・鶏糞は農場内で発酵により処理していますか			
〈やむを得ず未処理の鶏糞を農場外へ持ち出す場合は〉			
・運搬車輛からのこぼれ防止をしていますか			
・ホコリの飛散防止をしていますか			
・タイヤの洗浄・消毒を徹底していますか			
・専用の衣服等を着用していますか			
<b>(7) 従業員の知識習得</b>			
・日頃から従業員の鳥インフルエンザに関する知識の習得に努めていますか			

注：評価欄  
 ・適正に行われている場合 :○  
 ・適正に行われていない場合 :×  
 ・行う必要がない項目 :-

# 農林水産省

ホーム > 消費・安全 > 家畜の病気を防ぐために(家畜衛生及び家畜の感染症について) > 口蹄疫に関する情報

更新日: 22年12月8日

担当: 消費・安全局動物衛生課

## 口蹄疫に関する情報

本年4月20日に、宮崎県において口蹄疫の発生が確認されました。感染が疑われる牛や豚等の家畜の殺処分や埋却・消毒、感染拡大を抑えるためのワクチン接種等の防疫措置を実施した結果、7月27日には家畜の移動制限区域がすべて解除されました。

8月末までに農場に残っていた家畜の排泄物の処理を終え、9月に移動制限解除後の清浄性確認検査を実施した結果、すべて陰性であることを確認しました。口蹄疫清浄国へ復帰し、食肉等の輸出の再開を進めるため、10月6日付けでOIE(国際獣疫事務局)に申請を行いました。

口蹄疫により影響を受けた畜産農家の方には、様々な経済的支援を実施しており、現在、順次、口蹄疫の防疫対応のために家畜を処分した農場への家畜の再導入が行われています。

また、11月24日には、口蹄疫対策検証委員会の報告書が取りまとめられ、今後、農林水産省としては、報告書の内容を踏まえて、来年の通常国会に家畜伝染病予防法の改正案を提出するなど、防疫対応の強化につなげていく考えです。なお、韓国では、本年1月に口蹄疫が発生し、6月にはいったん終息したものの、11月に再発が確認されました。アジア周辺諸国では、依然として口蹄疫が発生していることから、畜産農家の皆様方におかれましては、引き続き、飼養衛生管理の徹底や早期摘発のための監視の強化に万全を期していただくようお願いいたします。

### 畜産農家の方へ New

- 自分の農場に入る際も、靴や持ち込む物の消毒を徹底しましょう。
- 外部からの人や車をなるべく農場に入れないようにしましょう。
- 畜産関係車をはじめ農場に立ち寄る車(タイヤや運転席)や持ち込む物は必ず消毒しましょう。
- 発生国に滞在していたためウイルスを伝播させる可能性がある人や発生国から輸入された物を農場に近づけないようにしましょう。また、従業員の方も含めて、口蹄疫が発生している国への渡航は、できる限り控えましょう。
- 口蹄疫を広げないためには、早期発見がとても大切です。毎日、必ず家畜を観察して、おかしい時には、すぐに獣医師や家畜保健衛生所に連絡しましょう。

### 畜産農家向けパンフレット

- 畜産農家向けパンフレット(牛用)(PDF:314KB)
- 畜産農家向けパンフレット(豚用)(PDF:319KB)

### 畜産関係者の方で外国に行かれる場合 New

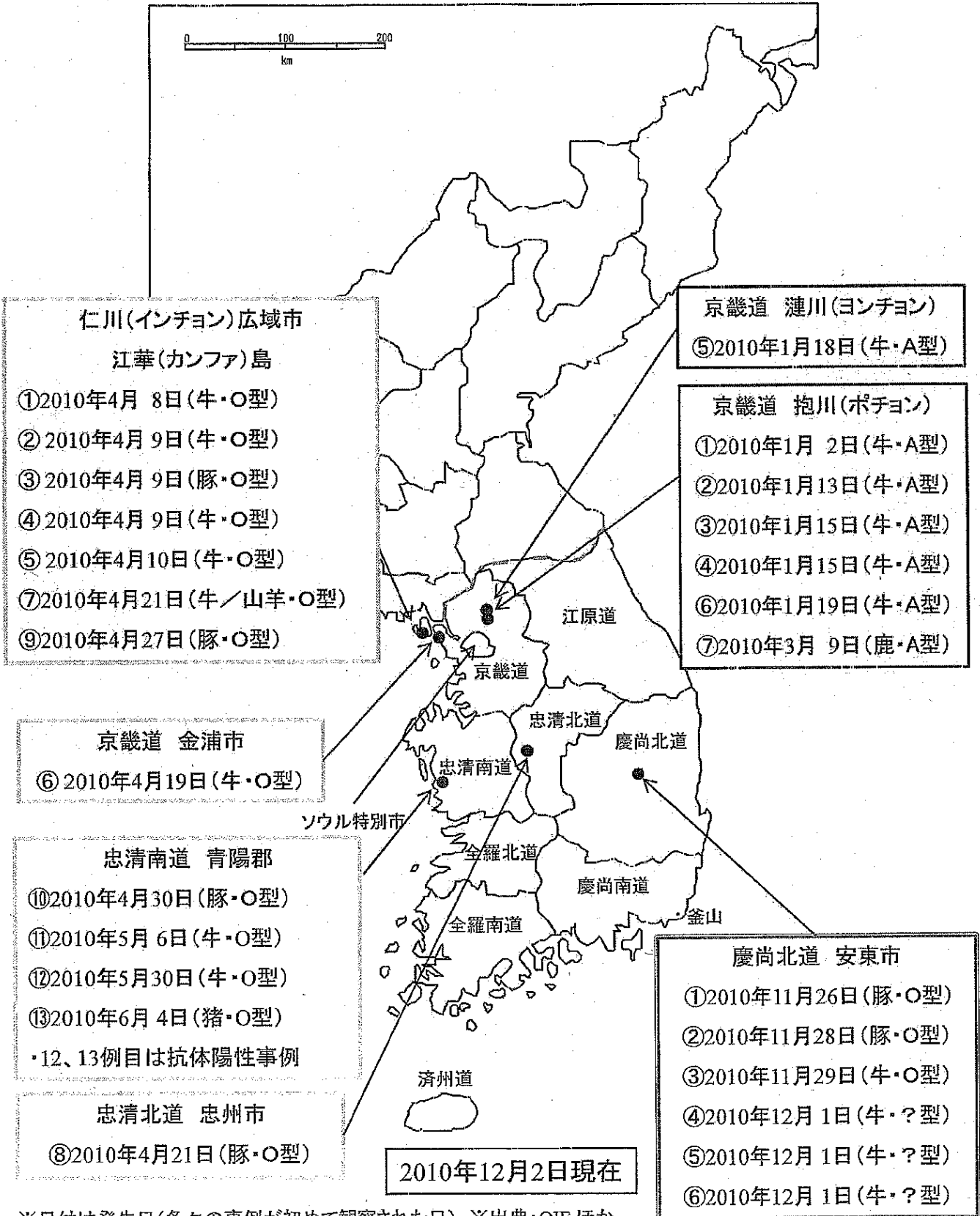
- 中国や東南アジアの国々は、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、豚コレラなどの悪性伝染病の発生国であり、我が国はこれらの国からの動物及びそれに由来する肉の輸入を、原則として、禁止しています。
- これまでもお願いしてきましたが、畜産に関係する仕事に従事している方々が、これらの国々を訪問した際には、家畜を飼育している農場などへの立ち入りは極力避けるようにしてください。また、やむを得ず農場などの畜産関連施設へ立ち入ったり、家畜に接触した場合には、病原体が人や物に付着しているおそれがありますので、帰国時に動物検疫所のカウンターにお立ち寄りください。我が国への病気の侵入を防止するため、皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

### 最新の情報

#### 韓国における口蹄疫の発生状況

- 韓国における口蹄疫(O型・11月発生事例)の概要(PDF:308KB)(平成22年12月8日)
- 韓国における口蹄疫の発生状況(PDF:264KB)(平成22年12月2日)

# 韓国における口蹄疫の発生状況



韓国における口蹄疫（O型）発生の概要

(注) 国際機関や在外公館等政府関係者から入手された情報のほか、一部、報道等による情報を含みます（〔 〕で記載）  
追加情報は下線部で示します。頭数等は、国際機関への報告等の際に修正される場合があります。

異常確認日 (確定日)	発生場所	発生群 (畜種)	飼養頭数	発生例数 /死亡数	発生状況、防疫対応、疫学情報
1 11/26 (11/29)	慶尚北道 安東市	豚	5,500頭	6頭 /0頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>11月26日、農場主が疑わしい症例を発見し、地方獣医当局に通報。</li> <li>同日、簡易検査キットの結果は陰性。</li> <li>11月28日、同じ農場主が、同農場及び近隣農家で疑わしい症例（水泡及び潰瘍）を発見し、獣医科学検疫院（NVRQS）へ通報。</li> <li>11月29日、NVRQSで精密検査を実施。PCR及び抗原検出ELISAで口蹄疫と判定。</li> <li>11月30日、O型と判定。</li> </ul>
2 11/29 (11/29)	慶尚北道 安東市	牛 (韓牛)	5頭	1頭 /0頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>11月29日、獣医師が流延、発熱、飼料摂取量の減少等の症状を確認し地方獣医当局に通報。</li> <li>11月29日、NVRQSで精密検査を実施。PCRで口蹄疫と判定。</li> <li>1例目の農場の南西8 kmに位置。</li> </ul>
3 12/1 (12/2)	慶尚北道 安東市	牛 (韓牛)	150頭	4頭 /0頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>1例目の農場から4 km。</li> </ul>
4 12/1 (12/2)	慶尚北道 安東市	牛 (韓牛)	3頭	1頭 /0頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>1例目の農場から3.5 km。</li> </ul>
5 12/1 (12/2)	慶尚北道 安東市	牛 (韓牛)	210頭	1頭 /0頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>1例目の農場から9.5 km、2例目の農場から2.5 km。</li> </ul>
6 12/2 (12/3)	慶尚北道 安東市	牛 (韓牛)	69頭	2頭 /0頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>2例目の農場から3.1 km。</li> </ul>
7 12/2 (12/3)	慶尚北道 安東市	牛 (韓牛)	29頭	3頭 /0頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>2例目の農場から1.8 km。</li> </ul>
8 12/2 (12/3)	慶尚北道 安東市	牛 (韓牛)	1頭	1頭 /0頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>2例目の農場から1.7 km。</li> </ul>
9 12/2 (12/3)	慶尚北道 安東市	豚	4,000頭	1頭 /0頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>2例目の農場から1.9 km。</li> </ul>
10 12/2 (12/3)	慶尚北道 安東市	牛 (韓牛)	117頭	2頭 /0頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>2例目の農場から3.5 km。</li> </ul>

11	12/2 (12/3)	慶尚北道 安東市	牛 (韓牛)	100頭	2頭 /0頭	・ 2例目の農場から3.9 km。
12	12/2 (12/3)	慶尚北道 安東市	牛 (韓牛)	80頭	1頭 /0頭	・ 2例目の農場から2.7 km。
13	12/2 (12/3)	慶尚北道 安東市	牛 (韓牛)	35頭	4頭 /0頭	・ 2例目の農場から3.9 km。
14	12/2 (12/3)	慶尚北道 安東市	牛 (韓牛)	106頭	2頭 /0頭	・ 2例目の農場から3.5 km。
15	12/2 (12/3)	慶尚北道 安東市	牛 (韓牛)	6頭	3頭 /0頭	・ 2例目の農場から1.4 km。
16	12/2 (12/3)	慶尚北道 安東市	牛 (韓牛)	36頭	1頭 /0頭	・ 2例目の農場から3.1 km。
17	12/2 (12/3)	慶尚北道 安東市	牛 (韓牛)	35頭	1頭 /0頭	・ 2例目の農場から3.2 km。
18	12/3 (12/4)	慶尚北道 安東市	豚	570頭	1頭 /0頭	・ 1例目の農場から13.6 km、2例目の農場から5.8 km。
19	12/3 (12/4)	慶尚北道 安東市	牛 (韓牛)	45頭	3頭 /0頭	・ 1例目の農場から3.8 km。
20	12/3 (12/4)	慶尚北道 安東市	牛 (韓牛)	53頭	5頭 /0頭	・ 1例目の農場から3.9 km。
21	12/3 (12/4)	慶尚北道 安東市	牛 (韓牛)	65頭	1頭 /0頭	・ 1例目の農場から3.6 km。
22	12/3 (12/4)	慶尚北道 安東市	牛 (韓牛)	20頭	3頭 /0頭	・ 1例目の農場から5 km。
23	12/3 (12/5)	慶尚北道 安東市	牛 (韓牛)	72頭	1頭 /0頭	・ 1例目の農場から4.4 km。
24	12/3 (12/5)	慶尚北道 安東市	牛 (韓牛)	37頭	2頭 /0頭	・ 1例目の農場から4.1 km。
25	12/3 (12/5)	慶尚北道 安東市	牛 (韓牛)	37頭	1頭 /0頭	・ 1例目の農場から11.1 km、2例目の農場から12.3 km。
26	12/3 (12/5)	慶尚北道 安東市	牛 (韓牛)	85頭	2頭 /0頭	・ 1例目の農場から4.5 km。
27	12/3 (12/5)	慶尚北道 安東市	牛 (韓牛)	7頭	1頭 /0頭	・ 1例目の農場から5.2 km。



28	12/4 (12/5)	慶尚北道 醴泉郡	牛 (韓牛)	45頭	3頭 /0頭	・ 10例目の農場から20 km。
29	12/4 (12/5)	慶尚北道 安東市	牛 (韓牛)	42頭	2頭 /0頭	・ 3例目の農場から12.3 km。
30	12/4 (12/5)	慶尚北道 安東市	豚	12,000頭	1頭 /0頭	・ 2例目の農場から3.6 km。
31	12/6 (12/7)	慶尚北道 英陽郡	牛 (韓牛)	3頭	1頭 /0頭	・ 1例目の農場から32 km。
計 豚：4件、25,570頭、牛：27件1,493頭						

【韓国における防疫措置】

- ・ 殺処分 [12月7日11時時点の報道で、325農家の家畜10万4,360頭を殺処分予定]
- 発生農場及び疫学関連農場の殺処分 [12/2、忠清南道の疫学関連2農家の豚約2万2千頭について予防的な殺処分を決定。12/6、終了。]
- 予防的殺処分
  - 1 例目については、家畜衛生協議会の決定に基づき、発生農場から半径3 km以内の132農家、約2万3千頭を殺処分。
  - 2 例目以降の牛農家での発生事例については、発生農場から半径500m以内の感受性動物を殺処分。
  - 2 例目以降の豚農家での発生事例については、発生農場から半径500m以内の感受性動物を殺処分及び半径500m～3 kmの豚を殺処分。

・ 区域ごとの移動制限等

- 危険区域 Risk Zone (発生農場から半径3 km以内の区域)  
(対策の概要) 偶蹄類の動物の移動・導入の禁止、家畜市場・と畜場の閉鎖、生乳の廃棄、人・車輛の移動の制限
- 警戒 (サーベイランス) 区域 Surveillance Zone (発生農場から半径3 km～10 kmの区域)  
(対策の概要) 偶蹄類の動物・導入の禁止、家畜市場・と畜場の閉鎖、飼料用として生乳の使用の禁止、人・車輛の移動の制限
- 管理 (制限) 区域 Control Zone (発生農場から半径10 km～20 kmの区域)  
(対策の概要) 家畜市場の閉鎖、人、車輛の移動の制限
- ・ 発生農場・施設の消毒
- ・ 空港での国境検疫強化 (靴底消毒、手荷物検査)
- ・ 12月1日以降、全国の家畜市場を閉鎖。[12月2日、国内全84か所を閉鎖]

【我が国の対応】

- 動物検査所において、下記の対応を引き続き実施。
- ・ 韓国からの偶蹄類の動物の肉等及び箱わら等の輸入禁止。
  - ・ 外国旅行者に対する注意喚起と韓国からの旅客に対する靴底消毒等の徹底。
  - ・ 韓国からの入国者の手荷物を中心とした、持ち物の検疫強化。

写

22消安第7279号  
平成22年12月6日

各都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

韓国における口蹄疫の発生に係る情報等の周知状況の確認及び家きん  
飼養農場への飼養衛生管理基準の指導について

韓国における口蹄疫の発生については、「韓国における口蹄疫の発生について」（平成22年11月29日付け22消安第7132号農林水産省消費・安全局長通知）により畜産農家をはじめ関係機関・団体に周知し、侵入防止に万全を期すようお願いしたところです。

また、島根県における高病原性鳥インフルエンザについては、「島根県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜確認に伴う監視体制の強化（立入検査による野鳥等の侵入防止対策の確認・指導）について」（平成22年12月1日付け22消安第7201号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知。以下「体制強化通知」という。）により、「高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の強化について」（平成22年9月28日付け22消安第5610号農林水産省消費・安全局長通知。以下「対策強化通知」という。）の対象農場について改めて、立入りによる飼養衛生管理状況の確認・指導を徹底するようお願いしたところです。

その後、韓国において口蹄疫の感染が拡大していること、島根県における鳥インフルエンザウイルスが強毒タイプであり、本年10月に北海道で野生のカモの糞から分離されたウイルスと極めて近縁であることが明らかになったこと等を踏まえ、下記の事項につきまして、改めて周知・徹底いただきますようお願いいたします。

記

## 1 韓国における口蹄疫の発生に係る情報等の周知状況の確認

今般、別紙1のとおり畜産農家向けパンフレットを作成いたしましたので、これをもとに再度、畜産農家及び関係機関・団体に周知し、侵入・まん延防止に万全を期すようお願いいたします。

また、周知の状況につきまして、別紙2の調査表に基づき、平成22年12月28日（火）までに農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）まで報告いただきますようお願いいたします。

なお、別紙1については、当省ホームページに掲載する予定となっておりますの

で、掲載次第、別途御連絡いたします。

## 2 家きん飼養農場への飼養衛生管理基準の指導について

- (1) 立入りによる飼養衛生管理状況の確認・指導に当たっては、動物衛生課が監修を行った別添の「高病原性鳥インフルエンザの発生を防止するために～飼養衛生管理チェック表とポイント～」を強化通知対象農場の全家きん飼養農場へ配布いただき、分かりやすく指導の上、特に防鳥ネットに破れ・隙間等がないか等について御確認いただきますようお願いいたします。なお、既に本パンフレットを配布の上、特段問題がないことを確認している農場については、この限りではありません。

また、本パンフレットにつきましては、既に当省ホームページに掲載されておりますので必要に応じて御活用ください。

アドレス：[http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/pdf/ai\\_eisei\\_check1.pdf](http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/pdf/ai_eisei_check1.pdf)

- (2) なお、特に防鳥ネットの破れ・隙間等の確認を中心とした飼養衛生管理状況の確認・指導の徹底につきましては、体制強化通知によりお願いしていますが、その結果を「島根県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化について」（平成22年11月30日付け22消安第7131号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）に定める別紙様式により、平成23年1月11日（火）までに御報告いただきますようお願いいたします。

# 韓国で口蹄疫が再発しました！

牛用

## みなさんの家畜は大丈夫ですか？

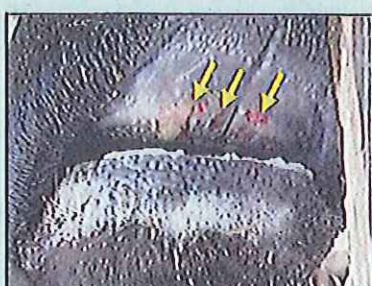
### 口蹄疫とは・・・

牛や豚などがかかる感染力が非常に強い伝染病で、まず発熱や食欲不振が見られ、次によだれを流し、口やひづめ、乳房に水ぶくれができるのが特徴です。

舌の水ぶくれ(初期の症状)



口内のびらん(ただれ)



多量のよだれ(泡沫性)



写真:宮崎県

韓国では、今年6月にいったん終息した口蹄疫が、11月26日に再発し、既に7万頭以上を処分しています。みなさんの農場へ口蹄疫を入れないため、特に次のことを守ってください。

- 自分の農場に入る際も、靴や持ち込む物の消毒を徹底しましょう。
- 外部からの人や車をなるべく農場に入れないようにしましょう。
- 畜産関係車をはじめ農場に立ち寄る車(タイヤや運転席)や持ち込む物は必ず消毒しましょう。
- 発生国に滞在していたためウイルスを伝播させる可能性がある人や発生国から輸入された物を農場に近づけないようにしましょう。また、従業員の方も含めて、口蹄疫が発生している国への渡航は、できる限り控えましょう。
- 口蹄疫を広げないためには、早期発見がとても大切です。毎日、必ず家畜を観察して、おかしい時には、すぐに獣医師や家畜保健衛生所に連絡しましょう。

(連絡先)

**重要**

**韓国における口蹄疫の再発について**

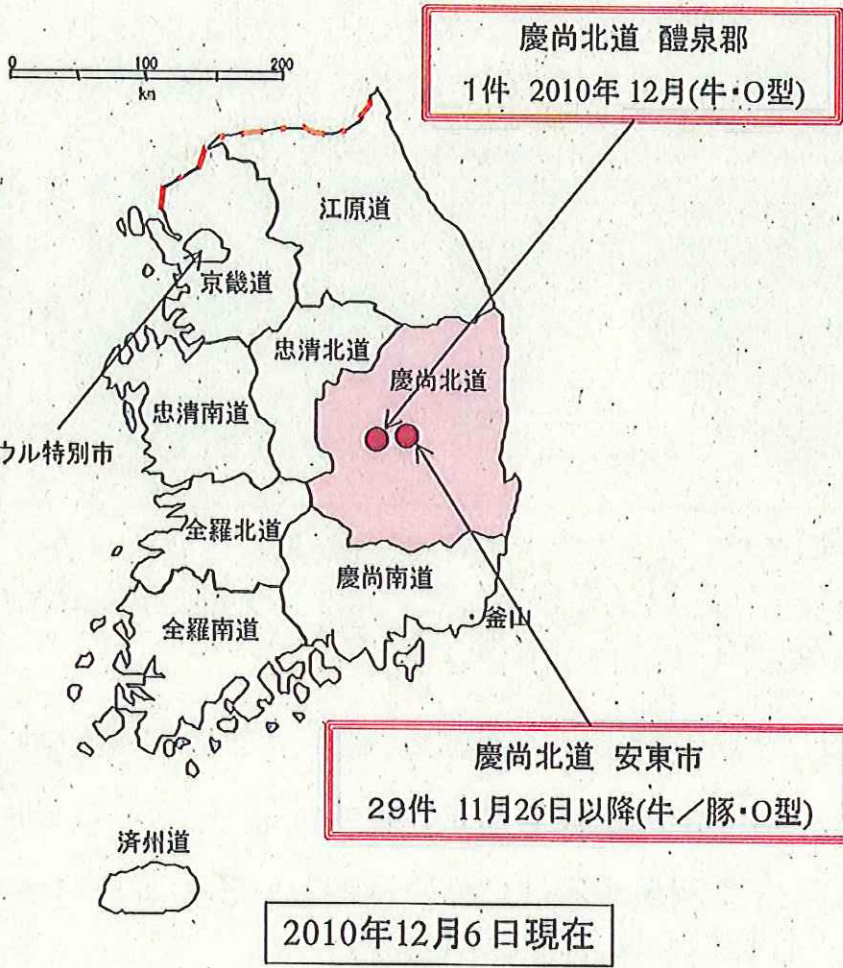
《経緯》

- 本年1月、**口蹄疫**が発生
- 約50,000頭を殺処分するなどして、6月にいったん終息。9月には清浄国に復帰
- 11月26日、同国南東部で**口蹄疫**が**再発**。既に30件の発生が確認されており、感染が拡大中。ソウル特別市(殺処分頭数も70,000頭超)
- なお、韓国全土の家畜市場は閉鎖済み。

《我が国の対応》

以下の対応を引き続き実施。

- 韓国からの偶蹄類動物の肉や糞等々の輸入禁止
- 旅行者に対する靴底消毒などの徹底や手荷物の検疫強化



※日付は発生日(各々の事例が初めて観察された日) ※出典:OIE ほか

更に詳しい口蹄疫の情報は、以下のホームページでもご確認いただけます。

- 動物衛生研究所  
<http://nlah.naro.affrc.go.jp/disease/FMD/index.html>
- 農林水産省  
[http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku\\_yobo/k\\_fmd/index.html](http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_fmd/index.html)

# 韓国で口蹄疫が再発しました！

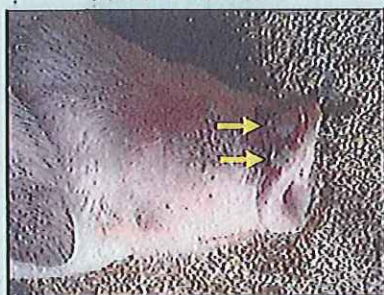
豚用

## みなさんの家畜は大丈夫ですか？

口蹄疫とは・・・

牛や豚などがかかる感染力が非常に強い伝染病で、まず発熱や食欲不振が見られ、次によだれを流し、口やひづめ、乳房に水ぶくれができるのが特徴です。

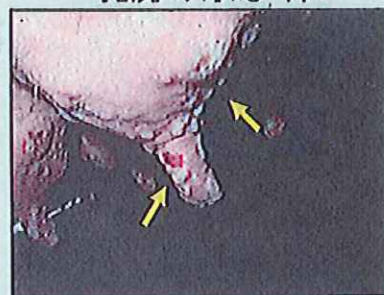
鼻の水ぶくれ



蹄部の水ぶくれの破れ



乳房の水ぶくれ



写真：宮崎県

韓国では、今年6月にいったん終息した口蹄疫が、11月26日に再発し、既に7万頭以上を処分しています。みなさんの農場へ口蹄疫を入れないため、特に次のことを守ってください。

- 自分の農場に入る際も、靴や持ち込む物の消毒を徹底しましょう。
- 外部からの人や車をなるべく農場に入れないようにしましょう。
- 畜産関係車をはじめ農場に立ち寄る車(タイヤや運転席)や持ち込む物は必ず消毒しましょう。
- 発生国に滞在していたためウイルスを伝播させる可能性がある人や発生国から輸入された物を農場に近づけないようにしましょう。また、従業員の方も含めて、口蹄疫が発生している国への渡航は、できる限り控えましょう。
- 口蹄疫を広げないためには、早期発見がとても大切です。毎日、必ず家畜を観察して、おかしい時には、すぐに獣医師や家畜保健衛生所に連絡しましょう。

(連絡先)

**重要**

**韓国における口蹄疫の再発について**

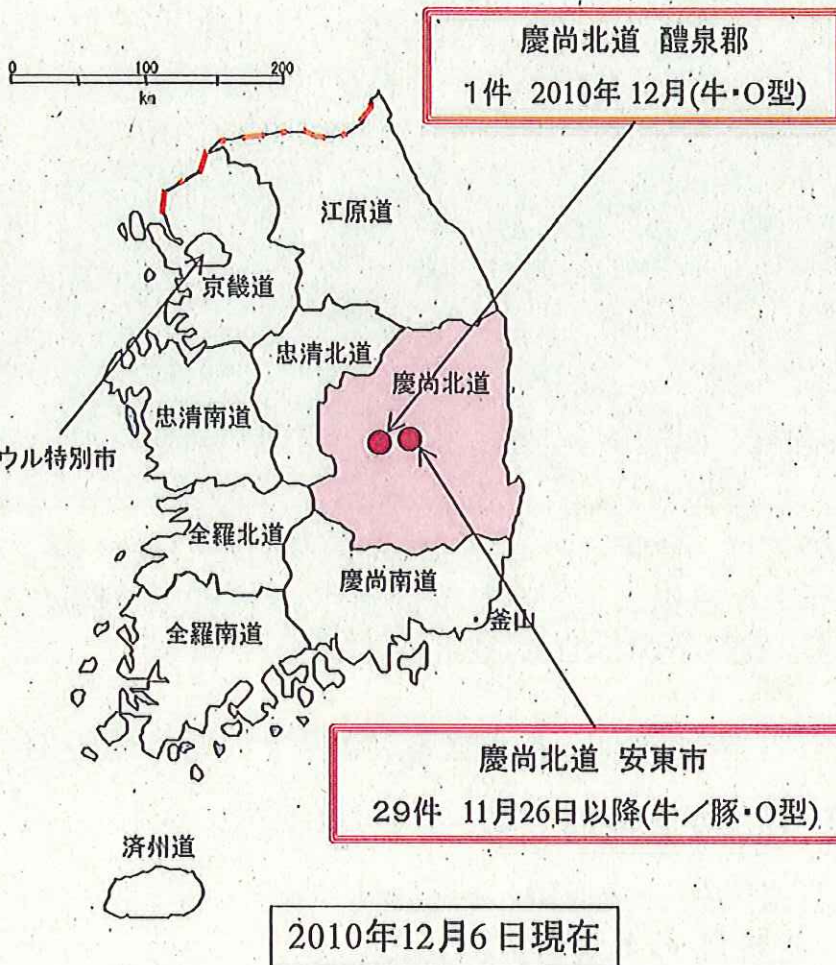
《経緯》

- 本年1月、口蹄疫が発生
- 約50,000頭を殺処分するなどして、6月にいったん終息。9月には清浄国に復帰
- 11月26日、同国南東部で口蹄疫が再発。既に30件の発生が確認されており、感染が拡大中。ソウル特別市(殺処分頭数も70,000頭超)
- なお、韓国全土の家畜市場は閉鎖済み。

《我が国の対応》

以下の対応を引き続き実施。

- 韓国からの偶蹄類動物の肉や糞等々の輸入禁止
- 旅行者に対する靴底消毒などの徹底や手荷物等の検疫強化



2010年12月6日現在

※日付は発生日(各々の事例が初めて観察された日) ※出典: OIE ほか

更に詳しい口蹄疫の情報は、以下のホームページでもご確認いただけます。

- 動物衛生研究所  
<http://nlah.naro.affrc.go.jp/disease/FMD/index.html>
- 農林水産省  
[http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku\\_yobo/k\\_fmd/index.html](http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_fmd/index.html)